



事 務 連 絡
平成27年12月10日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

日本年金機構からの疑義照会（障害厚生年金の障害認定日における請求が一年以上遡及して行われた場合における額改定同時請求の可否について）に対する回答の情報提供について

日本年金機構からの疑義照会に対して、別添のとおり回答したので参考として貴管内市町村へ周知方よろしく申し上げます。

<p>案 件</p>	<p>障害厚生年金の障害認定日における請求が一年以上遡及して行われた場合における額改定同時請求の可否について</p>
<p>内 容</p>	<p>障害認定日より一年以上経過して障害厚生年金の障害認定日における裁定請求がなされる場合には、障害認定日の診断書のほか、請求時における障害の状態を明らかにする診断書を添付させることとされている。</p> <p>障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度が増進した場合は、厚生年金保険法第52条第1項に基づく職権による額改定を行う場合のほか、受給権者による額改定請求が認められている。額改定請求は、厚生年金保険法第52条第3項で「障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金の受給権を取得した日又は第1項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない」と規定されているが、障害認定日における請求が一年以上遡及して行われた場合、当該認定日請求と同時に額改定請求を認めることができるかどうか、更にその場合の処分通知の内容についてお尋ねしたい。</p> <p><機構の実務></p> <p>障害認定日より一年以上経過して障害厚生年金の認定日請求がなされ、障害認定日において障害厚生年金の受給権が認められた場合は、裁定請求日の障害等級に応じて次のような処分を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定日時点の障害等級と異なる場合、「従前の障害等級」すなわち認定日時点の障害等級以外の障害等級に該当したものと、職権により額改定を行い、障害認定日の処分通知と額改定の処分通知を2つ送付している。この場合、障害認定日の処分通知と額改定の処分通知、それぞれに対して不服申立することができる。 ② 認定日時点の障害等級と同一である場合、「従前の障害等級」すなわち認定日時点の障害等級と変更がないため、職権改定は行わず、障害認定日の処分通知のみ送付している。この場合、障害認定日の処分通知に対する不服申立はできるが、額改定されなかったことについて不服申し立てすることができない。 <p>なお、認定日請求の場合、請求書とは別に「障害認定日において受給権が発生しない場合、事後重症請求をします。」旨が記載された「障害給付 請求事由確認書」の提出を求めることによって、認定日請求を主位的請求、事後重症請求を予備的請求として扱い、診査の結果に応じて、いずれかの決定処分を行っている。</p>

(1) 認定日請求と同時に額改定請求を行うことの可否について

障害厚生年金の額改定請求は、障害厚生年金の受給権を有することの確認行為である裁定が行われていることを必要とするが、厚生年金保険法第52条第2項に規定する「受給権者」は、障害厚生年金を受ける権利を有する者のことを指すことから、裁定請求と同時にを行う場合には、額改定請求を行うことは可能であると解される。

障害認定日に係る障害厚生年金の請求において1年以上遡及して認定を行うときに、その請求時における障害状態の診査をあわせて行う場合であれば、その障害認定日における認定は、厚生年金保険法第52条第3項の「当該障害厚生年金の受給権を取得した日」の認定に当たる。

したがって、障害認定日から1年以上経過している場合、障害厚生年金の認定日請求と請求時における額改定請求は、同時に行うことができると解される。

(2) 額改定請求に対する処分

(1) のとおり、障害認定日から1年以上経過している場合で、障害厚生年金の認定日請求と請求時における額改定請求が同時に行われた場合、それぞれの請求に対して下記のとおり処分を行うものと解される。

障害認定日時点	請求日時点	処分内容
3級	1級又は2級 (※2級→1級も同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・3級障害厚生年金の裁定 ・厚生年金保険法第52条第1項に基づく現症日における増額改定 ・額改定請求に対する却下
3級	3級 (※2級→2級も同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・3級障害厚生年金の裁定 ・額改定請求に対する棄却(非改定) (※1級→1級の場合は却下)
非該当	3級 (※非該当→2級 非該当→1級も同様)	<p><予備的事後重症請求がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定日請求に対する不支給 ・事後重症による3級障害厚生年金の裁定 ・額改定請求に対する却下 <p><予備的事後重症請求がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定日請求に対する不支給 ・額改定請求に対する却下
1級又は2級	3級 (※1級→2級も同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・1級又は2級障害厚生年金の裁定 ・厚生年金保険法第52条第1項に基づく現症日における減額改定 ・額改定請求に対する却下

回 答

上記（１）（２）の取扱いについては国民年金法による障害基礎年金の取扱いについても同様と解されるので、念のため申し添える。

なお、過去分の取扱いについては、裁定請求を行った者が額改定請求を行う意思があったかどうかを確認することが困難であること等から、特段の対応は行わないこととする。